

平成 29 年第 2 回

中部知多衛生組合議会定例会

会 議 録

中部知多衛生組合

◎出席議員（15名）

1番	久	世	孝	宏	2番	山	田	清	一
3番	澤	田		勝	4番	加	藤	美	幸
5番	山	本	半	治	6番	南		賢	治
7番	青	木	信	哉	8番	石	川	義	治
9番	森	田	義	弘	10番	鈴	木	一	也
11番	盛	田	克	己	12番	加	藤	久	豊
13番	中	村	崇	春	14番	杉	江	繁	樹
15番	川	原	和	敏					

◎欠席議員（0名）

◎説明のため出席した者の職氏名

管	理	者	片	岡	憲	彦
副	管	理	榊	原	純	夫
副	管	理	榊	山	芳	輝
副	管	理	山	田	朝	夫
半	田	市	藤	本	哲	史
武	豊	町	永	田		尚
会	計	管	水	野	真	弓
場		理	浜	島		靖
主		任	山	本	桂	路
主		任	石	川		収
常	滑	市	澤	田	忠	明
半	田	市	笠	井	厚	伸
武	豊	町	鬼	頭	研	次
常	滑	市	関		公	司
半	田	市	近	藤	正	勝
武	豊	町	中	野		満

◎ 議会事務局職員の出席者

書 記 森 芳 裕

を招集申し上げましたところ、公私とも大変お忙しい中、ご参集を賜りまして、まことにありがとうございました。日頃は中部知多衛生組合の運営につきましてご高配を賜り、敬意と感謝を表する次第でございます。本日の議会は、各市町の議会におきまして組合議員の選挙が行われ、新しく組合議員が選出されましたので、それに伴う正・副議長の選挙が必要でございます。どうぞよろしく、お願い申し上げます。また本日、付議申し上げます案件は、条例の一部改正案2件中部知多衛生組合副管理者の選任について、及び中部知多衛生組合監査委員の選任についての同意案4件と組合議会議員派遣の件の計7件でございます。慎重にご審議賜り、ご決定賜りますようお願い申しあげ、招集に際してのあいさつとさせていただきます。よろしくお願い申し上げます

臨時議長（盛田克己） ありがとうございます。ただ今の出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので本日の会議を開き、議事日程の順序に従い会議を進めます。本日の議事日程は事前に配布しましたとおりでございますので、よろしく願いいたします。これより日程に入ります。

∞∞∞

日程第1 仮議席の指定

∞∞∞

臨時議長（盛田克己） 日程第1「仮議席の指定」をいたします。ただ今ご着席の議席を仮議席と指定いたします。

∞∞∞

日程第2 議長選挙

∞∞∞

臨時議長（盛田克己） 日程第2「議長選挙」を行います。お諮りをいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

臨時議長（盛田克己） ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推薦によることに決しました。お諮りをいたします。指名の方法につきまして

は、臨時議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

臨時議長(盛田克己) ご異議なしと認めます。よって臨時議長において指名いたします。議長に川原和敏議員を指名いたします。お諮りをいたします。ただいま臨時議長において指名いたしました川原和敏議員を、当選人と定めることにいたしまして、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

臨時議長(盛田克己) ご異議なしと認めます。よってただ今、指名いたしました川原和敏議員が議長に当選されました。ただ今当選されました川原和敏議員には、本席から当選告知をいたします。ここで、議長の承諾及び就任の挨拶をお願いいたします。川原和敏議員。

議長(川原和敏) ただ今は、議員の皆様方のご推挙をいただきまして、大変光栄に存じております。議事運営につきましては不慣れでございますが、一生懸命、議長の職務を務めてまいりたいと思います。どうか、皆様方の格別のご支援をいただきますようお願いを申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。誠にありがとうございました。

臨時議長(盛田克己) ありがとうございます。これをもちまして、私の臨時議長としての職務は終わりましたので、議長と交代いたします。ご協力ありがとうございます。

(議長交代)

議長(川原和敏) それでは、これより議長としての職務に就かせていただき、議事運営させていただきます。議事運営につきましては、大変不慣れでございますので、皆様の格別のご協力をお願いいたします。

議長（川原和敏） ご異議なしと認めます。よって、議長において指定いたします。議席は、ただ今ご着席のとおりといたします。

〇〇〇

日程第 7 諸般の報告

〇〇〇

議長（川原和敏） 日程第 7 「諸般の報告」をいたします。監査委員から「例月出納検査結果 1 月から 3 月分」について、報告書が提出されておりますので、その写しを配付いたしまして報告とさせていただきます。

〇〇〇

日程第 8 議案第 3 号

中部知多衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

日程第 9 議案第 4 号

中部知多衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

〇〇〇

議長（川原和敏） 日程第 8 議案第 3 号「中部知多衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正」及び日程第 9 議案第 4 号「中部知多衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正」についての 2 件を一括して議題といたします。本案に関しての説明を求めます。場長

場長（浜島 靖） ただ今一括議題となりました、議案第 3 号「中部知多衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正」及び、議案第 4 号「中部知多衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正」につきまして、補足の説明を申し上げます。まず議案第 3 号「中部知多衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正」につきまして、ご説明申し上げます。恐れ入りますが、議案第 3 号の「資料 2」をご覧ください。「1 趣旨」でございりますが、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が平成 28 年 12 月 2 日に改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。「2 主な改正内容」ですが、（1）介護休暇の分割取得につきまして、職員が日常生活を営むのに支障がある家族（以下「要介

護者」と言います。)を介護するための介護休暇(これは無給でございます。)につきまして、分割して取得することができるようにするものでございます。表中の下線部分のとおり、改正前では1回に限り、連続する6か月以内でございましたが、改正後は3回を上限として、通算して6か月以内といたします。次に(2)介護時間の新設につきましては、介護休暇とは別に、連続する3年の期間内において、介護のため1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができる介護時間を新設いたします。なお、介護時間を承認され、勤務しなかった時間は無給といたします。(3)介護を行う職員の時間外勤務の免除につきましては、要介護者を介護する職員は、時間外勤務の免除を請求できるようにするものでございます。「3施行期日」につきまして、公布の日から施行するものでございます。恐れ入りますが、議案書1ページにお戻りください。中部知多衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するもので、関係条文を改めるものでございます。1枚はねていただき2ページの附則でございますが、本条例の施行期日、及び経過措置を規定しております。次に、1枚はねていただき、資料1をご覧ください。「中部知多衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正新旧対照表」でございます。今回、下線部分を改正するものでございます。以上が議案第3号でございます。

続きまして、議案第4号「中部知多衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正」につきまして、ご説明申し上げます。恐れ入りますが、議案第4号の「資料2」をご覧ください。「1趣旨」でございますが、「地方公務員の育児休業等に関する法律」が、平成28年12月2日に改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。「2主な改正内容」ですが、(1)育児休業等の対象となる子の範囲の拡大につきまして、育児休業等の対象となる子の範囲に、特別養子縁組の監護期間中の子等が追加されたことに伴い、それに準ずるものを条例で規定するものでございます。表中の下線部分のとおり、改正前では、実子及び養子が子の範囲でございましたが、改正後は、これに加えて、特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子、養育里親に委託されている子を対象にするものでございます。次に(2)非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和につきましては、子が1歳6か月まで取得できる非常勤職員の育児休業制度につきまして、民間及び国家公務員の育児休業制度の見直しに準じ、その取得要件を緩和するものでございます。表中の下線部分のとおり、改正前では子が1歳以降も在職することが見込まれることとしておりましたが、改正後は、子が1歳6か月までにその任期が満了することが明らかでないことといたします。「3施行期日」につきまして、公布の日から施行するものでございます。恐れ入りますが、議案書1ページにお戻りください。中部知多衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するもので、関係条文を改めるものでございます。1枚

はねていただき、2ページ下段、附則でございますが、本条例の施行期日を規定しております。次に、1枚はねていただき、資料1をご覧ください。「中部知多衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正新旧対照表」でございます。今回、下線部分を改正するものでございます。以上が議案第4号でございます。以上、議案第3号及び第4号の2議案につきまして、よろしくご審議いただきまして、ご可決たまわりますようお願い申し上げ、補足の説明とさせていただきます。

議長（川原和敏） 説明は終わりました。これより一括質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（川原和敏） 質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（川原和敏） 質疑を終結いたします。これより、順次採決を行います。議案第3号は、原案を可とするにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川原和敏） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案を可とするに決しました。次に、議案第4号は、原案を可とするにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川原和敏） ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案を可とするに決しました。

（武豊町長、常滑市副市長退席）

〇〇〇

日程第10 同意案第1号
中部知多衛生組合副管理者の選任について

日程第11 同意案第2号
中部知多衛生組合副管理者の選任について

〇〇〇

議長（川原和敏） 日程第10同意案第1号及び日程第11同意案第2号「中部知多衛生組合副管理者の選任について」の2件を一括して議題といたします。本案に関しての提案説明を求めます。管理者、常滑市長。

管理者（片岡憲彦） ただ今一括議題となりました、同意案第1号及び同意案第2号「中部知多衛生組合副管理者の選任について」ご説明を申し上げます。中部知多衛生組合副管理者につきましては、半田市長さん、武豊町長さん、そして常滑市におきましては副市長の3人をお願いをいたしておるところでございます。同意案第1号は、武豊町長さんの榎山芳輝氏が6月28日で任期満了となるため、引き続き榎山芳輝氏を副管理者に選任いたしたく、中部知多衛生組規約第10条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。榎山芳輝氏の住所、生年月日、経歴につきましては、議案に記載のとおりでございます。

次に、同意案第2号は、常滑市副市長でありました栗本儀則氏が3月31日付で辞任され欠員となっておりますので、新たに常滑市副市長の山田朝夫氏を副管理者に選任いたしたく、中部知多衛生組規約第10条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。山田朝夫氏の住所、生年月日、経歴につきましては、議案に記載のとおりでございます。いずれも、皆様方全員のご同意を賜りますようお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。

議長（川原和敏） 説明は終わりました。これより、一括質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（川原和敏） 質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（川原和敏） 討論を終結いたします。これより順次採決を行います。同意案第1号は、原案に同意するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川原和敏） ご異議なしと認めます。よって同意案第1号は、原案のとおり同意することに決しました。次に同意案第2号は、原案に同意するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川原和敏） ご異議なしと認めます。よって、同意案第2号は、原案のとおり同意することに決しました。

（武豊町長、常滑市副市長入場）

議長（川原和敏） 副管理者の就任あいさつを順次お願いします。副管理者、武豊町長。

副管理者（靱山芳輝） 武豊町長の靱山芳輝でございます。ただ今は中部知多衛生組合副管理者の選任につきまして、議員の皆様方のご理解を賜り、ご同意いただきまして、心から御礼申し上げます。この上は副管理者として職責をまっとうし、誠心誠意努力する所存でございますので、皆様方の格別のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげ、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（川原和敏） 副管理者、常滑市副市長。

副管理者（山田朝夫） 常滑市副市長の山田朝夫でございます。議長のお許しをいただきまして、謹んでごあいさつを申し上げます。ただ今は中部知多衛生組合副管理者の選任にご同意いただきまして、心から御礼申し上げます。管理者ともども議会の皆様方のご指導を仰ぎながら中部知多衛生組合の運営につきまして、最善の努力をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

（青木信哉議員退席）

議長（川原和敏） 討論を終結いたします。これより順次採決を行います。同意案第3号は、原案に同意するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川原和敏） ご異議なしと認めます。よって、同意案第3号は、原案のとおり同意することに決しました。次に、同意案第4号は、原案に同意するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川原和敏） ご異議なしと認めます。よって、同意案第4号は、原案のとおり同意することに決しました。

（青木信哉議員入場）

議長（川原和敏） 同意案第4号は同意されましたので、監査委員就任のあいさつをお願いいたします。青木信哉議員。

7番（青木信哉） ただいま、議員の皆様方のご推挙をいただきまして監査委員に就任いたしました青木信哉でございます。皆様方のご協力を賜りながら一生懸命務めてまいりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

〇〇

日程第14 組合議会議員派遣の件

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

議長（川原和敏） 日程第14「組合議会議員派遣の件」を議題といたします。「組合議会議員派遣の件」でお示しのとおり、組合議会議員を派遣することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川原和敏） ご異議なしと認めます。よって、「組合議会議員派遣の件」のとおり、議員を派遣することに決しました。なお内容について変更が生じた場合、議長にご一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（川原和敏） ご異議なしと認めます。以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じることにはいたしたいと思えます。閉会にあたりまして、管理者から挨拶の申し出がございますので、これを許します。管理者、常滑市長。

管理者（片岡憲彦） 議長のお許しを頂きまして、閉会にあたり謹んでご挨拶を申し上げます。ただ今のご提案申し上げました案件につきまして、慎重にご審議いただき、ご決定を賜りまして、誠にありがとうございました。当組合の管理運営につきましては、副管理者の半田市長さん、武豊町長さんとも、十分協議しながら、効果的、効率的な管理運営に努めてまいる所存でございます。議員の皆様方には、今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

議長（川原和敏） これをもちまして、平成29年第2回中部知多衛生組合議会定例会を閉会いたします。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

午前10時32分 閉会

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

平成 29 年 8 月 24 日

議 長 川 原 和 敏

臨時議長 盛 田 克 己

議 員 加 藤 美 幸

議 員 森 田 義 弘